
小川町建築物耐震改修促進計画

平成 21 年 12 月

小 川 町

〔目 次〕

第 1 章 計画策定の背景と目的	1
第 2 章 基本方針・計画の目標	2
(1) 計画の位置付け	2
(2) 計画期間	2
(3) 対象区域	2
(4) 対象建築物	3
(5) 計画の目標	5
第 3 章 想定される地震の規模と被害の状況	6
(1) 過去の地震被害	6
(2) 本町及び埼玉県の地震環境	6
(3) 埼玉県地震被害想定調査	8
(4) 小川町における地震の被害想定	10
第 4 章 建築物の耐震化の状況と目標設定	11
(1) 建築物の耐震化の状況	11
(2) 耐震改修等の目標の設定	19
(3) 耐震改修の優先順位	22
第 5 章 住宅及び民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	23
(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	23
(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	24
(3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	25
(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	26
(5) 屋内での安全対策	26
第 6 章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	27
(1) 地震防災マップ作成	27
(2) 情報提供の充実及び相談体制の整備	27
(3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	27
(4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導	27
(5) 自主防災組織との連携	27
第 7 章 耐震診断及び耐震改修の法に基づく指導等	28
(1) 法による指導等の実施	28
(2) 建築基準法に基づく勧告又は命令等の実施	28

第 8 章 其他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項	29
（ 1 ）関係団体等による協議会の活用	29
（ 2 ）地震保険の加入促進に資する普及啓発	29

【参考資料】

資料 - 1 平成 19 年度埼玉県地震被害想定調査のまとめ	資-1
資料 - 2 緊急輸送道路・避難所位置図	資-9
資料 - 3 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	資-10
資料 - 4 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）	資-14
資料 - 5 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	資-18
資料 - 6 建築基準法（抜粋）	資-23

第1章 計画策定の背景と目的

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、多くの尊い命が奪われました。この地震による直接的な死者数の約88%の方が住宅・建築物の倒壊等によるものと報告されています。(表-1.1及び図-1.1参照)また、倒壊した建築物による道路の閉塞や火災の発生等により、避難・救援・消火活動が妨げられ、被害の拡大をまねく大きな原因となりました。

近年では、新潟県中越地震(平成16年10月)、福岡県西方沖地震(平成17年3月)、新潟県中越沖地震(平成19年7月)、岩手・宮城内陸地震(平成20年6月)などの大地震が頻発し、家屋倒壊等による甚大な被害が短い期間で発生している状況にあることから、地震は「いつ」「どこで」発生してもおかしくないとの認識が専門家の間でも広がっています。

これらの状況を踏まえ、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針(平成17年9月)の中では、今後10年間で地震による被害を被害想定から半減させることを目標としており、住宅及び建築物の耐震化率は90%にすることを目標に定めています。

そして、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて平成7年に制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「法」という。)が中央防災会議の方針に基づき、法の一部が平成17年11月に改正され、平成18年1月に施行されました。

その法による、国が定める「基本方針」に基づき、埼玉県では平成19年3月に「埼玉県建築物耐震改修促進計画」(以下「県計画」という。)が策定されています。

また、法第5条第7項において、「市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」と規定されています。

これらの背景のもと「小川町建築物耐震改修促進計画」(以下「本計画」という。)を策定します。本計画は、今後発生が予想される地震災害から町民の生命、身体及び財産を守ることを目的とします。県や関係機関、自治会等と連携して計画的かつ総合的に建築物の耐震化を推進します。

表-1.1 阪神・淡路大震災による直接的な死亡原因

地震による直接的な死亡原因	死者数
家屋・家具類等の転倒による 圧迫死と思われるもの	4,831
焼死体(火傷死体)及びその 疑いがあるもの	550
その他	121
合計	5,502

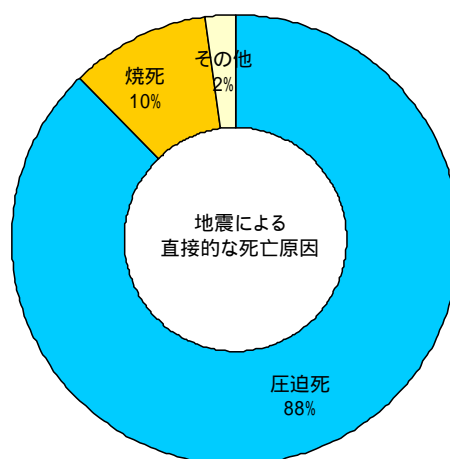


図-1.1 阪神・淡路大震災による直接的な死亡原因

平成7年度「警察白書」より(平成7年4月24日現在:警察庁調べ)

第2章 基本方針・計画の目標

(1) 計画の位置付け

本計画は、法の内容を踏まえるとともに、県計画や本町の防災に係る総合的な運営を計画化した「小川町地域防災計画」等との整合を図りつつ、建築物の耐震化を促進していくための基本計画として位置付けます。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の主な改正内容

国土交通大臣が基本方針を策定し、地方公共団体が耐震改修促進計画を策定することで、計画的に耐震化を促進すること

国民に建築物の安全性を確保する努力義務があり、特に多数のものが利用する建築物等の所有者は耐震診断・改修の努力義務があること

特定建築物は用途に応じて規模を引き下げるとともに、危険物を取り扱う建築物や、緊急輸送路等の道路を閉塞させるおそれがある住宅・建築物も新たに対象とすること

特定建築物に対して、所管行政庁による指導、助言、指示等を実施し、指示に従わない場合は公表すること

所有者が耐震改修計画を申請し、認定された耐震改修工事については、耐震関係規定以外の不適合事項があっても適用しない特例を設けること（対象の拡大）

耐震改修支援センターによる債務保証、情報提供等を実施すること

特定建築物

法第6条第1号：学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、福祉施設等多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの

法第6条第2号：火薬類、石油類、その他の危険物の一定数量以上のものの貯蔵場、処理場

法第6条第3号：埼玉県及び小川町の建築物耐震改修促進計画に記載された緊急輸送道路を閉塞させるおそれがある建築物

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、平成27年度までとします。なお、国や県の施策の動向や計画の進捗状況の検証等により、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

(3) 対象区域

本計画の対象区域は、小川町全域とします。

(4) 対象建築物

昭和53年の宮城県沖地震などの建物被害の状況を踏まえ、昭和56年6月に耐震基準の抜本的な見直しを含む新しい建築基準法（以下、「新耐震基準」という。）が施行されました。阪神・淡路大震災において、軽微な被害及び被害が無かった建築物の割合が、昭和56年以前の耐震基準（以下、「旧耐震基準」という。）で建てられた建築物では全体の約34%に対し、新耐震基準の建築物では全体の約75%でした。よって、新耐震基準の建築物の被害が少なかったことが明らかとなっています。（図-2.1参照）

このことから、新耐震基準で建てられた建築物は、耐震性があると想定します。

これを踏まえて、本計画の対象建築物は、原則として旧耐震基準で建てられた建築物を対象とします。

また、震災時における必要性や緊急性を考慮し、以下の建築物を優先的に耐震化を図る必要のある建築物とします。

表-2.1 優先的に耐震化を図る建築物

住宅	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年以前に建てられ旧耐震基準を適用している住宅のうち、耐震診断及び耐震改修により耐震性が確認されていない住宅
特定建築物	<ul style="list-style-type: none"> 多数の者が利用する建築物(学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、老人ホーム、賃貸住宅(共同住宅に限る。)等)で一定規模以上のもの 一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難等を困難とする恐れがある建築物
町有建築物	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点となる施設 被災時における避難、救護に必要な施設 高齢者、身体障害者等の災害時要援護者が利用する施設 多数の者が利用する施設 その他の施設

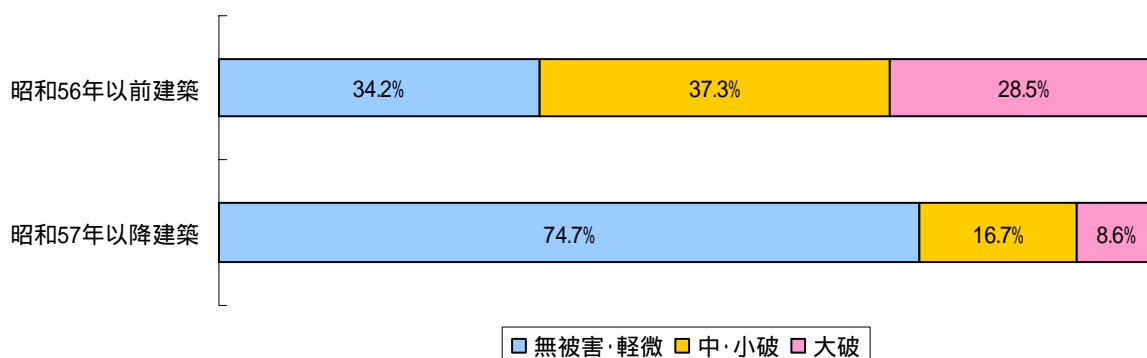


図-2.1 阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況

出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書（国土交通省（旧建設省））

なお、建築物の耐震改修による耐震性能向上の目標値は、原則としてI s 値0.6 以上とします。ただし、用途により県や国からの通知等で目標値が明示されている場合は、その数値以上とします。(表-2.2参照)

表-2.2 耐震性能ランク別一覧表

ランク	大地震に対する耐震性能	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の建築物 「構造耐震指標」 (I s 値 1)	昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準の建築物 「重要度係数 2」
a	耐震性が優れている建築物 ・構造体に部分的に損傷を生ずる可能性はあるが、倒壊又は崩壊する危険性は低い。	0.6 以上	1.25 以上
	耐震性が確保されている建築物 ・構造体に部分的に損傷を生ずる可能性はあるが、倒壊又は崩壊する危険性は低い。		1.00 以上 1.25 未満
	耐震性がやや劣る建築物 ・倒壊又は崩壊する危険性は、ランク III より低いが、地域及び地盤状況によっては、かなりの被害を受けることが想定される。	0.3 以上 0.6 未満	
	耐震性が劣る建築物 ・地域及び地盤状況によっては、倒壊又は崩壊する危険性が高く大きな被害を受けることが想定される。	0.3 未満	

1 I s 値 : (財)日本建築防災協会の耐震診断基準による構造耐震指標

2 重要度係数 : 大地震時、建築物に求められる耐力を建築物の用途による重要度に合わせ割増すための係数
(「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成8年10月・旧建設省編)によるもの)

(5) 計画の目標

住宅

住宅の耐震化率の目標は、「国の基本方針」及び県計画を踏まえて、平成27年度までに90%とすることとします。なお、現在の住宅の耐震化率は表-2.3のとおりです。

表-2.3 住宅の耐震化率の目標

	現況の耐震化率	目標とする耐震化率 (平成27年度)
住宅	55.3%	90%

特定建築物(多くの者が利用する建築物)

特定建築物の耐震化率の目標は、「国の基本方針」及び県計画を踏まえて、町有特定建築物は平成27年度までに100%、民間特定建築物は平成27年度までに90%とすることとします。なお、平成21年3月31日現在の特定建築物の耐震化率は表-2.4のとおりです。

表-2.4 特定建築物の耐震化率の目標

	現況の耐震化率	目標とする耐震化率 (平成27年度)
町有特定建築物	64.7%	100%
民間特定建築物	64.5%	90%

町有建築物(町有特定建築物を除く)

町有建築物については、防災上重要な拠点施設や指定避難所及び多数の町民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化(耐震診断、建替、耐震改修、除却)を進めます。

第3章 想定される地震の規模と被害の状況

(1) 過去の地震被害

本町を含めた埼玉県とその周辺で発生し、大きな被害を与えた地震は表-3.1のとおりです。

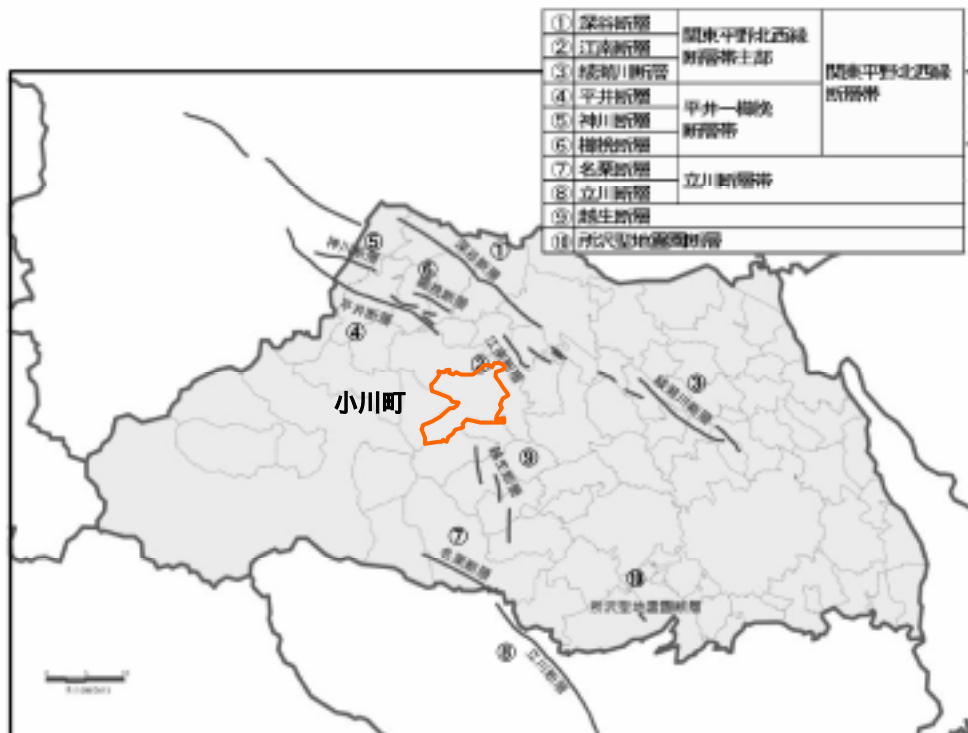
表-3.1 埼玉県における主な地震被害

発生年月日	地震名称 (震源地)	マグニ チュード	主な被害
1923.9.1 (大正12)	関東地震 (関東南部)	7.9	(関東大震災) 死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924.1.15 (大正13)	丹沢地震 (丹沢山魂)	7.3	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東震災後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931.9.21 (昭和6)	西埼玉地震 (埼玉県中部)	6.9	死者11名、負傷者114名、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。
1968.7.1 (昭和43)	(埼玉県中部)	6.1	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部損壊15、非住家破損1、栃木で負傷1名。
1989.2.19 (平成1)	(茨城県南西部)	5.6	熊谷で震度3、茨城県・千葉県で負傷者2名、火災2件。他に塀、壁、車、窓ガラス等破損。

出典：埼玉県建築物耐震改修促進計画

(2) 本町及び埼玉県の地震環境

埼玉県内には10の活断層が図-3.1に示すとおりに分布しています。地震調査研究推進本部（事務局：文部科学省）による各断層の評価を表-3.2に示します。



活断層研究会編「新編日本の活断層」(1991)の確実度 以上の活断層に、地震調査研究推進本部の活断層評価を加味して作成

図-3.1 埼玉県活断層位置図

表-3.2 埼玉県の活断層の評価

断層名	确实度	活動度	平均変位速度(m/1000年)	備考
深谷断層		B~C	0.2~0.3	
江南断層		C	0.08~0.1	
綾瀬川断層	~	B~C	0.1未満	
平井断層		B	0.1~0.17	
神川断層		B	0.25	
櫛挽断層		C	0.04以上	
名栗断層		C	-	
立川断層		B	0.06~0.36	
越生断層		C	-	
所沢聖地霊園断層		C	-	
确实度	活断層であるかどうかの確からしさを、その認定根拠によってランク分けしたもの。 : 地形・地質などから活動の明確な証拠が確認されており、活断層であることが確実なもの : 活動の証拠がやや間接的または断片的で、活断層であることが推定されるものの、その信頼度がやや劣るもの : 活断層である可能性はあるが、活動の証拠に乏しく、河川の浸食などの他の原因で生じた疑いがあるもの			
活動度	活断層の活動性を平均変位速度を基準にしてランク分けしたもの。平均変位速度が具体的に求められない場合でも、断層による変位地形の鮮明さなどに基づいて、活動度が推定されることがある。 A: 平均変位速度が1,000年あたり1-10mのもの B: 平均変位速度が1,000年あたり0.1-1mのもの C: 平均変位速度が1,000年あたり0.01-0.1mのもの			
平均変位速度	活断層の活動性を示す指標で、その認定に用いた基準となる地形や地層の変位量を、その形成時期からの時間で除した値のこと。通常は1,000年あたりの変位量として示す。			

断層帯名 断層名	断層帯を構成する断層	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率(%)			平均活動間隔
			30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新活動時期
立川断層帯	立川断層、名栗断層	7.4程度	0.5~2	0.8~4	2~7	10000年-15000年程度 約20000年-13000年前
関東平野北西縁断層帯 (主部)	深谷断層、江南断層、 綾瀬川断層(北部)	8.0程度	ほぼ0~ 0.008	ほぼ0~ 0.01	ほぼ0~ 0.03	13000年-30000年程度 約6200年-2500年前
関東平野北西縁断層帯 (平井-櫛挽断層帯)	平井断層、神川断層、 櫛挽断層	7.1程度	不明	不明	不明	不明 不明
元荒川断層帯	綾瀬川断層	上尾市付近を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断される。				

(参考) 同様の手法で兵庫県南部地震の地震発生直前の30年確率を求めると「0.4% - 8%」となる。

活断層研究会編「新編日本の活断層」(1991)の确实度 以上の活断層に、地震調査研究推進本部の活断層評価を加味して作成

(3) 埼玉県地震被害想定調査

「平成19年度埼玉県地震被害想定調査（以下、県調査という。）」では、5つの想定地震の被害予測を示しています（表-3.3及び図-3.2）。

表-3.3 想定地震一覧

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ	選定理由
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震	首都直下地震として起こる地震の中で、切迫性の高いものを想定
茨城県南部地震	7.3		
立川断層帯による地震	7.4	活断層で発生する地震	県内の活断層で主要なものを選定
深谷断層による地震	7.5		
綾瀬川断層による地震	6.9		

出典：平成19年度埼玉県地震被害想定調査



図-3.2 想定地震の断層位置図

県調査では、各想定地震における小川町での最大震度は表-3.4のとおりとなり、深谷断層による地震が町での最大の震度となります。図-3.3は深谷断層による地震の震度分布図です。

表-3.4 小川町における各想定地震での最大震度

	東京湾北部	茨城県南部	立川断層	深谷断層	綾瀬川断層
計測震度	4.8	4.8	4.5	6.2	4.9
震度階級	震度 5 弱	震度 5 弱	震度 5 弱	震度 6 強	震度 5 弱

出典：平成19年度埼玉県地震被害想定調査

深谷断層による地震（マグニチュード7.5）

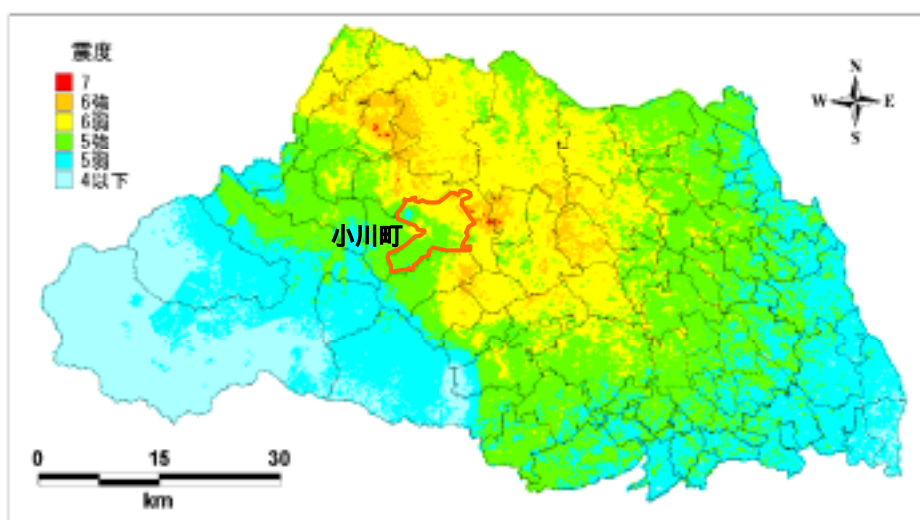


図-3.3 深谷断層による地震の震度分布図（町での最大震度となる地震）

また、各想定地震での小川町の人的被害及び建築物被害の予測は表-3.5のとおりとなります。被害が最も大きくなる地震は深谷断層による地震となります。

表-3.5 小川町における人的被害及び建築物被害予測

項目	予測内容	東京湾北部	茨城県南部	立川断層帯	深谷断層	綾瀬川断層	
建物	全壊数 (棟)	揺れ	0	0	0	184	0
		液状化	0	0	0	1	0
		合計	0	0	0	185	0
人的被害	死者数(人)	0	0	0	13	0	
	負傷者数(人)	0	0	0	169	2	

出典：平成19年度埼玉県地震被害想定調査

深谷断層による地震（マグニチュード7.5）

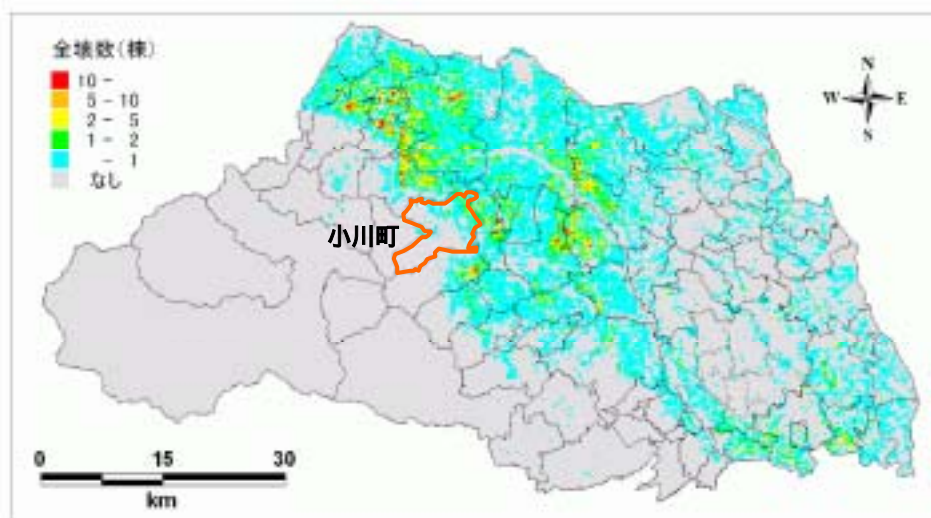


図-3.4 深谷断層による地震の建物全壊数分布図

(4) 小川町における地震の被害想定

「小川町地域防災計画（平成19年3月）」では、表-3.6のとおり小川町における地震被害の推定に用いた想定地震を示しています。また、小川町における人的被害及び建築物被害予測は表-3.7のとおりとなります。

表-3.6 小川町における地震被害の推定に用いた想定地震

項目	内容
震源位置	小川町仙元山付近
震源深さ	10km
マグニチュード	6.9（西埼玉地震と同規模）
発災時の条件	冬季，18時，風速10m

出典：小川町地域防災計画（平成19年3月）

表-3.7 小川町における人的被害及び建築物被害予測

項目	予測内容	推定値
震源深さ（km）		10
震度		5強～6強
建物	全壊数（棟）	872
人的被害	死者数（人）	28
	負傷者数（人）	4,465

出典：小川町地域防災計画（平成19年3月）

第4章 建築物の耐震化の状況と目標設定

(1) 建築物の耐震化の状況

住宅のストック数

町内の住宅総数は15,040棟であり、木造住宅は13,662棟で住宅総数の約9割を占めています。建築時期別及び構造別の住宅棟数の集計は表-4.1のとおりです。

表-4.1 町内住宅棟数一覧表

(単位：棟)

	全棟数	木造	非木造
昭和56年以前の建築棟数	7,645	7,345	300
昭和57年以降の建築棟数	7,395	6,317	1,078
合計	15,040	13,662	1,378

平成21年3月現在の住宅数

住宅の耐震化の状況

小川町内の住宅総数15,040棟のうち、「昭和57年以降の住宅」は7,395棟、「昭和56年以前の住宅」は7,645棟となっています。また、「昭和56年以前の住宅」のうち、国の推計値を基に耐震性のある住宅を推計すると929棟となります。

以上から、住宅総数のうち「耐震性のある住宅」は8,324棟となり、町の住宅耐震化率は55.3%と推計できます。

表-4.2 住宅の耐震化の状況

(単位：棟)

種別	全住宅 = +	昭和56年以前の住宅 = +	昭和56年以前の住宅		昭和57年以降の住宅	耐震性のある住宅 = +	耐震化率 (%) = / × 100
			耐震性あり = × 推計値	耐震性なし			
戸建て住宅	14,862	7,626	915	6,711	7,236	8,151	54.8
共同住宅	178	19	14	5	159	173	97.2
合計	15,040	7,645	929	6,716	7,395	8,324	55.3

平成21年3月現在の住宅数

耐震性のある住宅及び耐震化率とは

耐震性のある住宅とは、新耐震基準適用の昭和 57 年以降に建てられた全住宅棟数と、旧耐震基準適用の昭和 56 年以前に建てられた住宅のうち、耐震性があると考えられる住宅棟数を国土交通省調査の推計値から算出した住宅棟数となります。また、耐震化率は町内全住宅数に対し、耐震性のある住宅の割合を示します。

旧耐震基準の住宅のうち、耐震性のある住宅の推計

旧基準建築物のうち耐震性のある住宅の棟数は、国土交通省が実施した都道府県アンケート結果（平成 14 年 3 月末実施）を用いて推計します。アンケート結果は次のとおりです。

旧基準の戸建て住宅のうち、耐震性あり 12%、耐震性なし 88%

旧基準の共同住宅のうち、耐震性あり 76%、耐震性なし 24%

よって、旧耐震基準の住宅のうち戸建住宅は 12%、共同住宅は 76%が「耐震性のある住宅」と推計します。

特定建築物の耐震化の状況

特定建築物は耐震改修促進法において、表-4.3、表-4.4、図-4.1のとおりに規定されています。これに基づき特定建築物の状況をまとめています。

表-4.3 特定建築物の対象となる種類及び規模

法	政令	特定建築物の用途・種類	指導・助言 対象規模	指示 対象規模
第6条 第1号	第2条 第2項 第1号	幼稚園・保育所	階数が2以上 かつ 500m ² 以上	750m ² 以上
	第2条 第2項 第2号	小学校等 (小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校)	階数が2以上 かつ 1,000m ² 以上	1,500m ² 以上
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数が2以上 かつ 1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	第2条 第2項 第3号	病院、診療所	階数が3以上 かつ 1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
学校(第2号以外の学校)				
卸売市場	階数が3以上 かつ 1,000m ² 以上	-		
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿				
事務所				
工場(危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
第2条 第2項 第4号	体育館	1,000m ² 以上	2,000m ² 以上	
第6条 第2号	第3条	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める 数量以上の危険物を貯蔵、 処理するすべての建築物	500m ² 以上
第6条 第3号	第4条	地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	政令で定める 高さを越える 建築物	-

法：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、政令：同施行令

表-4.4 法第6条第2号に該当する危険物の種類と数量

危険物の種類	危険物の数量
火薬類	火薬の場合 10t 他規定あり
「危険物の規制に関する政令」別表第3の指定危険物	各々「指定数量」の10倍
同政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30t
同政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20m ³
マッチ	300 マッチトン
可燃性ガス（ ・ 除く）	20,000m ³
圧縮ガス	200,000m ³
液化ガス	2,000t
毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物	20t
同第二項に規定する劇物	200t

マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個、約120kg

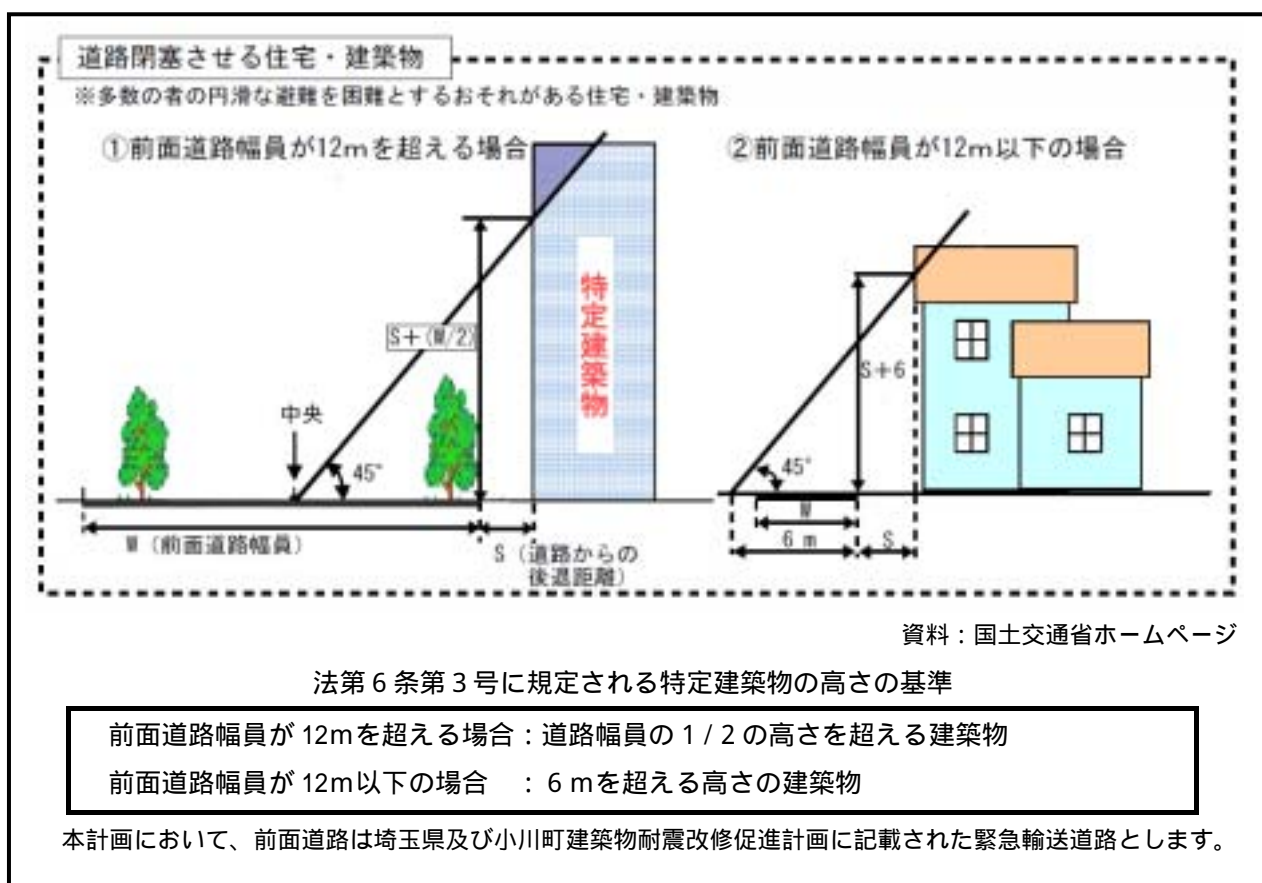


図-4.1 法第6条第3号に規定される特定建築物の高さの基準

< 多数の者が利用する特定建築物 >

法第6条第1号に該当する特定建築物（以降、1号特定建築物という）の耐震化の状況は表-4.5のとおりです。民間建築物、町有建築物の1号特定建築物は全棟数65棟で、このうち42棟が耐震性を有しており、耐震化率は64.6%となっています。

表-4.5 多数の者が利用する特定建築物

（単位：棟）

特定建築物		全建築物 = +	旧基準建 築物 = +	耐震性		新基準 建築物	耐震性のあ る建築物 = +	耐震化率 (%) = / × 100
				耐震性あり	耐震性なし			
学校等	町有	19	8	1	7	11	12	63.2%
	民間	2	0	0	0	2	2	100.0%
	合計	21	8	1	7	13	14	66.7%
病院・診療所	町有	-	-	-	-	-	-	-
	民間	6	4	1	3	2	3	50.0%
	合計	6	4	1	3	2	3	50.0%
劇場・集会場等	町有	1	1	0	1	0	0	0%
	民間	-	-	-	-	-	-	-
	合計	1	1	0	1	0	0	0%
店舗	町有	-	-	-	-	-	-	-
	民間	3	2	0	2	1	1	33.3%
	合計	3	2	0	2	1	1	33.3%
ホテル・旅館等	町有	-	-	-	-	-	-	-
	民間	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-	-
賃貸住宅等	町有	3	0	0	0	3	3	100.0%
	民間	4	2	0	2	2	2	50.0%
	合計	7	2	0	2	5	5	71.4%
社会福祉施設等	町有	1	0	0	0	1	1	100.0%
	民間	3	0	0	0	3	3	100.0%
	合計	4	0	0	0	4	4	100.0%
消防庁舎	町有	-	-	-	-	-	-	-
	民間	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-	-
その他一般庁舎	町有	1	1	0	1	0	0	0%
	民間	-	-	-	-	-	-	-
	合計	1	1	0	1	0	0	0%
体育館	町有	8	3	0	3	5	5	62.5%
	民間	1	1	0	1	0	0	0%
	合計	9	4	0	4	5	5	55.6%
その他	町有	1	0	0	0	1	1	100.0%
	民間	12	4	1	3	8	9	75.0%
	合計	13	4	1	3	9	10	76.9%
計	町有	34	13	1	12	21	22	64.7%
	民間	31	13	2	11	18	20	64.5%
	合計	65	26	3	23	39	42	64.6%

注1) 旧耐震基準の建築物のうち、耐震診断を行っていないものは「耐震性なし」としています。

注2) その他には、図書館、運動施設、事務所、工場を掲載しています。

表-4.6 町有建築物、民間建築物の1号特定建築物集計表

町有1号特定建築物

(単位：棟)

特定建築物	全建築物 = +	旧基準建 築物 = +			新基準 建築物	耐震性のあ る建築物 = +	耐震化率 (%) = / × 100
			耐震性あり	耐震性なし			
学校等	19	8	1	7	11	12	63.2%
病院・診療所	-	-	-	-	-	-	-
劇場・集会場等	1	1	0	1	0	0	0%
店舗	-	-	-	-	-	-	-
ホテル・旅館等	-	-	-	-	-	-	-
賃貸住宅等	3	0	0	0	3	3	100.0%
社会福祉施設	1	0	0	0	1	1	100.0%
消防庁舎	-	-	-	-	-	-	-
その他一般庁舎	1	1	0	1	0	0	0%
体育館	8	3	0	3	5	5	62.5%
その他	1	0	0	0	1	1	100.0%
計	34	13	1	12	21	22	64.7%

注1) 旧耐震基準の建築物のうち耐震診断を行っていないものは、「耐震性なし」としています。

注2) その他には、図書館を掲載しています。

民間1号特定建築物

(単位：棟)

特定建築物	全建築物 = +	旧基準建 築物 = +			新基準 建築物	耐震性のあ る建築物 = +	耐震化率 (%) = / × 100
			耐震性あり	耐震性なし			
学校等	2	0	0	0	2	2	100.0%
病院・診療所	6	4	1	3	2	3	50.0%
劇場・集会場等	-	-	-	-	-	-	-
店舗	3	2	0	2	1	1	33.3%
ホテル・旅館等	-	-	-	-	-	-	-
賃貸住宅等	4	2	0	2	2	2	50.0%
社会福祉施設等	3	0	0	0	3	3	100.0%
消防庁舎	-	-	-	-	-	-	-
その他一般庁舎	-	-	-	-	-	-	-
体育館	1	1	0	1	0	0	0%
その他	12	4	1	3	8	9	75.0%
計	31	13	2	11	18	20	64.5%

注1) 旧耐震基準の建築物のうち耐震診断を行っていないものは、「耐震性なし」としています。

注2) その他には、運動施設、事務所、工場を掲載しています。

<避難路等を閉塞させるおそれがある特定建築物>

埼玉県地域防災計画及び小川町地域防災計画において、指定している緊急輸送道路は図-4.2の路線です。以下の道路に接する建築物で、閉塞のおそれのある建築物についてまとめています。

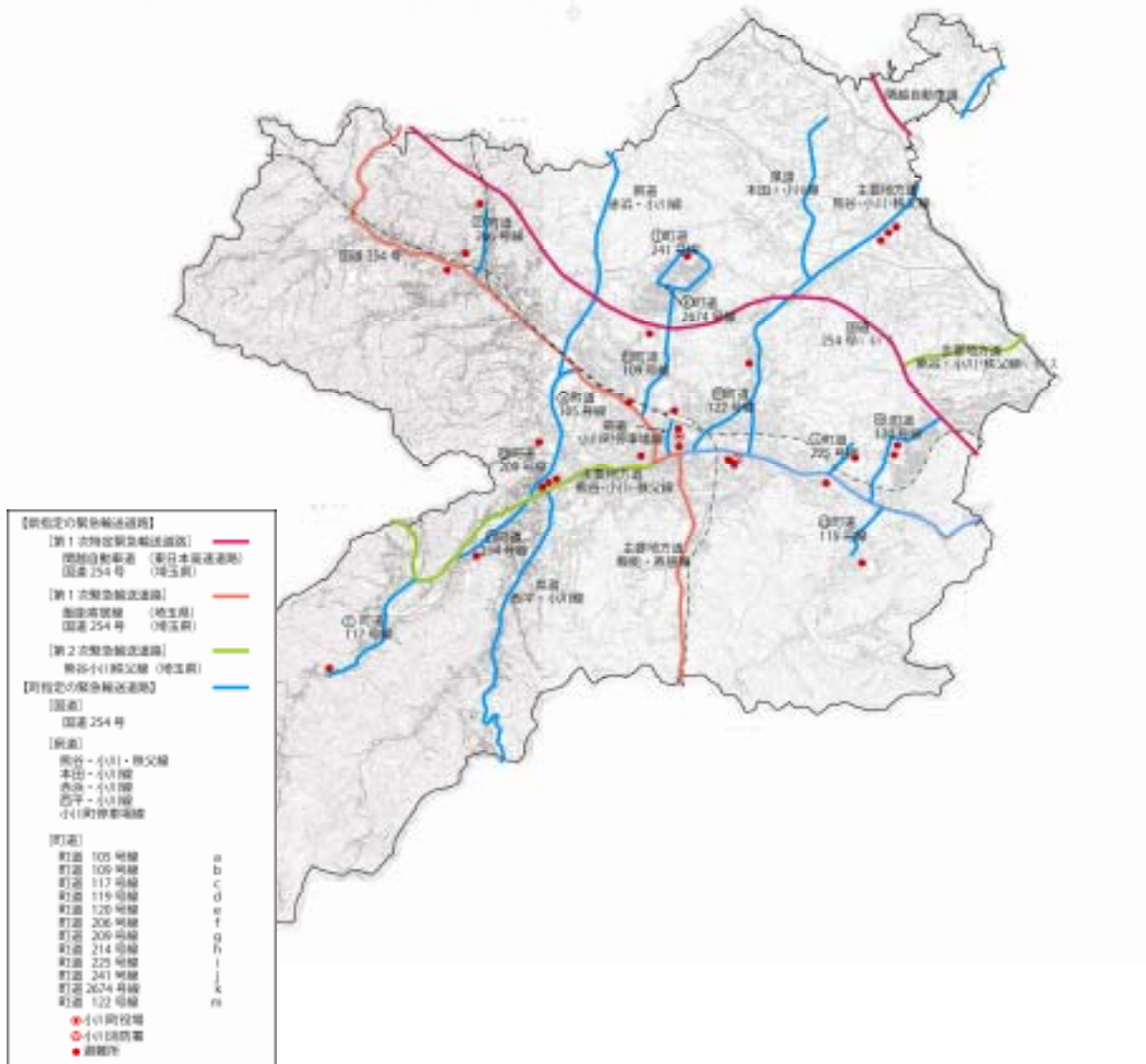


図-4.2 緊急輸送道路位置図

町の緊急輸送道路沿いにおいて、法第6条第3号に規定される特定建築物の高さの基準に該当する建築物を調査したところ、表-4.7のとおり棟数が確認されています。

表-4.7 緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある特定建築物

(単位：棟)

緊急輸送道路	番号	道路名	全建築物 = +	新基準 建築物	旧基準建 築物	のうち、 耐震性あり	耐震性のあ る建築物 = +	耐震化率
								(%) = / × 100
第一次特定		国道254号線	0	0	0	0	0	-
第一次		国道254号線	28	10	18	0	10	35.7
第一次		主要地方道飯能・寄居線	7	2	5	0	2	28.6
第二次		主要地方道熊谷・小川・秩父	10	3	7	0	3	30.0
町指定		国道254号線	6	2	4	0	2	33.3
町指定		主要地方道熊谷・小川・秩父	9	6	3	0	6	66.7
町指定		県道本田・小川線	1	1	0	0	1	100.0
町指定		県道赤浜・小川線	4	3	1	0	3	75.0
町指定		県道西平・小川線	1	1	0	0	1	100.0
町指定		県道小川町停車場線	13	4	9	0	4	30.8
町指定	a	町道105号線	0	0	0	0	0	-
町指定	b	町道109号線	0	0	0	0	0	-
町指定	c	町道117号線	0	0	0	0	0	-
町指定	d	町道119号線	0	0	0	0	0	-
町指定	e	町道120号線	0	0	0	0	0	-
町指定	f	町道206号線	0	0	0	0	0	-
町指定	g	町道209号線	0	0	0	0	0	-
町指定	h	町道214号線	0	0	0	0	0	-
町指定	i	町道225号線	0	0	0	0	0	-
町指定	j	町道241号線	0	0	0	0	0	-
町指定	k	町道2674号線	0	0	0	0	0	-
町指定	m	町道122号線	9	4	5	0	4	44.4
		合 計	88	36	52	0	36	40.9

平成21年7月現在の建築物を確認

(2) 耐震改修等の目標の設定

住宅

平成27年度の住宅の耐震化率は、新築、増築、取り壊しの棟数を考慮すると60.2%と推計されます。本町では、国の基本方針や県計画を踏まえ、平成27年度までに住宅の耐震化率を90%にすることを目標とします。目標達成のためには、施策により4,568棟の耐震化の促進が必要であり、年間あたり約761棟の耐震化が必要です。

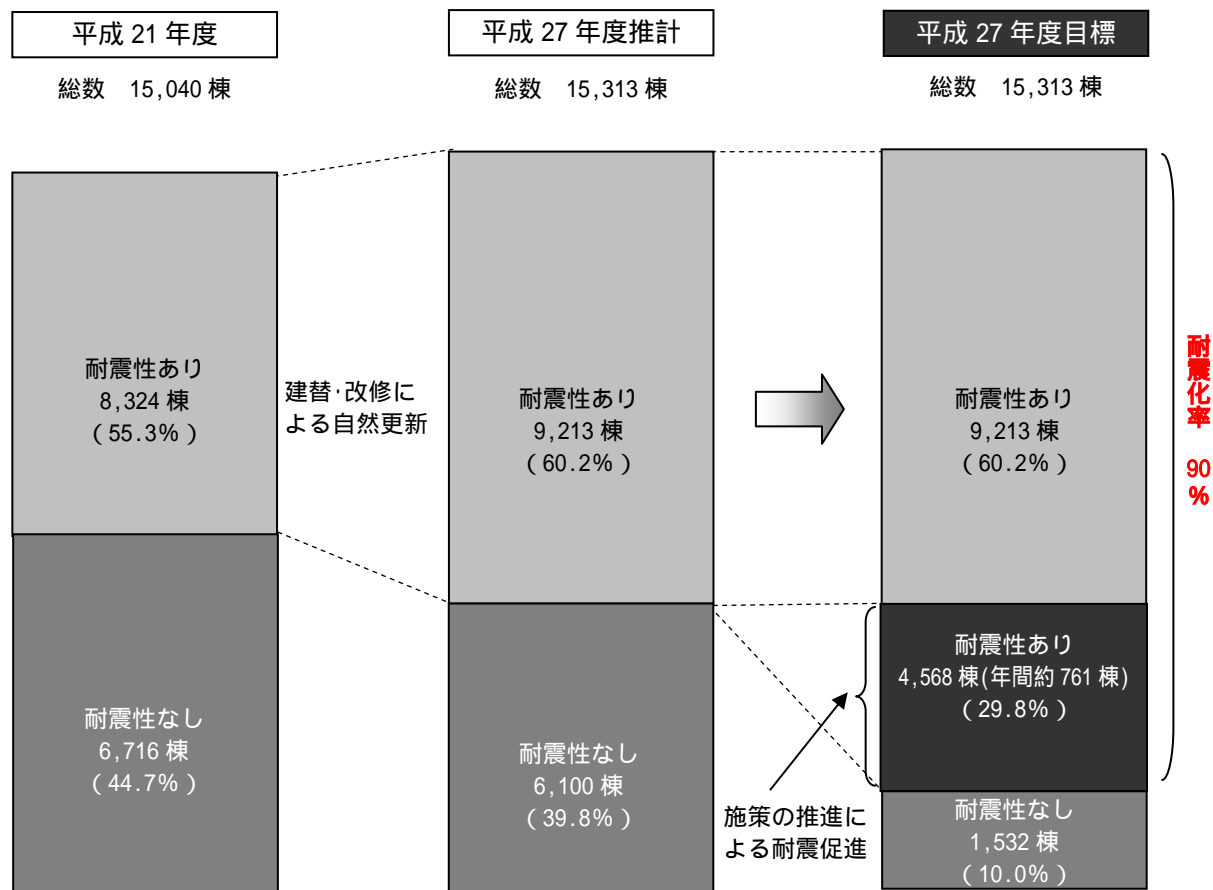


図-4.3 平成 27 年度時点における住宅の耐震化の目標

町有特定建築物

平成21年3月現在の町有1号特定建築物の耐震化の状況は64.7%となっています。

町では、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設や指定避難所及び多数の町民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化(耐震診断、建替、耐震改修、除却)を進め、県計画等を踏まえ平成27年度までに町有1号特定建築物を耐震化率100%とすることを目標とします。

表-4.8 町有1号特定建築物の目標耐震化率

(単位：棟)

特定建築物	全建築物 = +	旧基準建 築物 = +			新基準 建築物	耐震性のあ る建築物 = +	耐震化率 (%) = / × 100	目標耐震化率 (%)
			耐震性あり	耐震性なし				
学校等	19	8	1	7	11	12	63.2%	100
病院・診療所	-	-	-	-	-	-	-	-
劇場・集会場等	1	1	0	1	0	0	0%	100
店舗	-	-	-	-	-	-	-	-
ホテル・旅館等	-	-	-	-	-	-	-	-
賃貸住宅等	3	0	0	0	3	3	100%	-
社会福祉施設	1	0	0	0	1	1	100%	-
消防庁舎	-	-	-	-	-	-	-	-
その他一般庁舎	1	1	0	1	0	0	0%	100
体育館	8	3	0	3	5	5	62.5%	100
その他	1	0	0	0	1	1	100%	-
計	34	13	1	12	21	22	64.7%	100

民間特定建築物

町では、国の基本方針や県計画等を踏まえ、平成27年度までに民間の1号特定建築物の耐震化率を90%にすることを目標とします。平成27年度の特定建築物棟数が平成21年度と同じと仮定すると、目標を達成するためには、民間の1号特定建築物では8棟の耐震化が必要です。

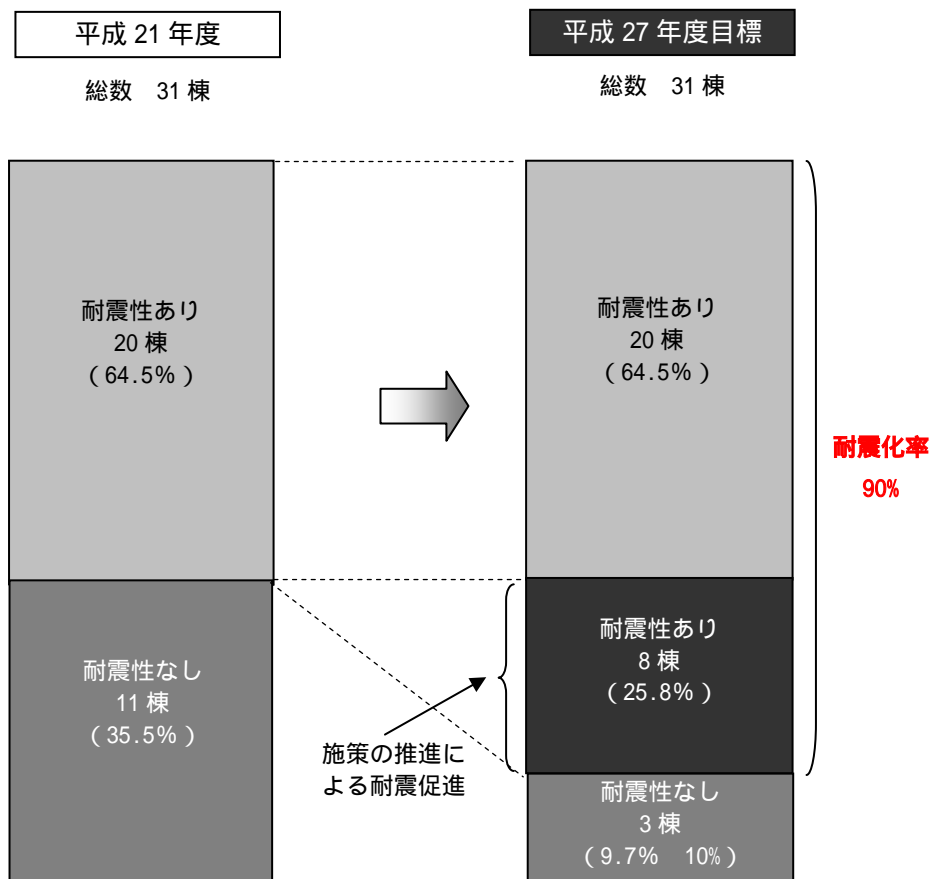


図-4.4 平成 27 年度時点における特定建築物の耐震化の目標

町有建築物（町有特定建築物を除く）

町有建築物には特定建築物の規模要件に含まれませんが、防災上重要な建築物や多くの町民が利用する建築物等があります。このため、町有特定建築物の耐震化と合わせて、以下に示すような建築物についても計画的に耐震化を図るものとしします。

- ・ 特定建築物の規模要件に含まれないが避難場所となっている施設やライフライン施設等の防災上重要な建築物
- ・ 学校校舎、学童クラブ等の多くの町民が利用する建築物
- ・ 町営住宅団地の住棟
- ・ 上記以外で被災すると町民に影響があると考えられる建築物

なお、町有建築物の耐震性の状況は表-4.9のとおりとなっています。

表-4.9 町有建築物の耐震性の状況

(単位：棟)

用途区分	施設の例示	総数	新基準 建築物	旧基準 建築物	耐震性あり
(A)防災上重要な町有建築物					
災害対策本部が設置される施設	町役場	0	0	0	
医療救護活動施設	保健センター	1	1	0	
避難収容施設	公民館、保育園等	19	10	9	
ライフライン施設	浄水場、配水場、農業集落排水施設	12	6	6	
社会福祉施設	デイケア施設等	2	1	1	
(B)多くの町民が利用する町有建築物	小・中学校の校舎、学童クラブ等	19	13	6	
(C)町営住宅	町営住宅団地の住棟	53	1	52	
(D)その他の町有建築物	町役場関連施設、給食センター等	13	5	8	
計		119	37	82	

トイレ、用具入れ等の小規模施設は含まないものとします。

(3) 耐震改修の優先順位

町有建築物の耐震診断、耐震改修を進めるにあたり、優先順位を次のとおりに定めます。

学校施設や特定建築物については、現在も耐震診断及び耐震改修を進めていますが、耐震診断（2次診断を含む）を行っていない建築物は順次耐震診断を実施し、その結果により耐震改修を行います。

防災上重要な建築物については、優先的に耐震診断及び耐震改修を行います。

その他の町有建築物についても、耐震診断及び耐震改修を行います。

第5章 住宅及び民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅及び建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅及び建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題として意識して取り組むことが不可欠となります。

町は、住宅及び建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修について、国や県の施策と連携し、適切な支援を行います。

また、必要に応じ、県による法に基づく指導や建築基準法に基づく命令等を効果的に活用します。

町の役割

町は、「町民の生命・財産を守る」ことを基本とし、本計画に基づき、優先的に耐震化すべき建築物や住宅の耐震化を促進して地震に強いまちづくりに努めます。町民に対しては生活に密着した住宅の耐震診断及び耐震改修の補助制度の創設や、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施し、建築物の安全性の向上、地域の連帯による防災意識の高揚に関する啓発及び知識の普及、情報提供や相談窓口の設置を行うこととします。

なお、耐震診断及び耐震改修の支援制度などは、国や県と協力して推進していきます。

住宅・建築物所有者等の役割

住宅・建築物の所有者は、地震災害対策を自らの問題のみならず、地域全体の問題といった認識を持って主体的に住宅・建築物の耐震化に取り組む必要があります。特に旧耐震基準によって建てられた住宅・建築物の所有者は耐震改修や建替え等に努め、「自らの生命と財産を守る」ことを基本とし、地震時における道路閉塞、出火など、地域の安全に影響を与えかねないことを十分に認識して主体的に耐震化に取り組むこととします。

耐震診断及び耐震改修に係る支援

町では、国や県や関係機関と連携して次の支援を行います。

- ・住民に対する建築物の耐震診断及び耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供
- ・耐震診断及び耐震改修に係る助成制度の創設
- ・安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備（相談窓口設置等）
- ・県と協働した無料簡易耐震診断や耐震改修・安心リフォーム相談会等の実施
- ・その他の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

助成制度の活用

ア 住宅・建築物安全ストック形成事業（国）

国は、住宅や建築物の最低限の安全確保を総合的かつ効率的に促進することを目的とした「住宅・建築物安全ストック形成事業」を創設しています。

この事業のうち、耐震改修等促進事業を活用し、町は耐震診断及び耐震改修の支援を行います。

イ 県が行う支援制度

県では、所管行政庁以外の区域（小川町も含む）の多数の者が利用する建築物の耐震化を図るための補助制度を創設しています。県の補助制度を活用し、町内で民間の多数のものが利用する建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。

ウ 町が行う支援制度

町は、住宅の耐震診断及び耐震改修の補助制度を創設し、国土交通省所管の「住宅・建築物安全ストック形成事業」等を活用し、住宅の所有者が耐震改修を円滑に実施できるよう支援していきます。

融資制度の活用

住宅及び建築物の耐震化には次のような融資制度があり、町では、これらの制度の活用促進を図ります。

表-5.1 融資制度の概要

対 象	主な要件等
戸建て住宅	住宅金融支援機構 リフォーム融資（耐震改修工事） 融資限度額：1000万円（住宅部分の工事費の80%が上限） (平成21年4月現在)
マンション	住宅金融支援機構 共用部分リフォーム融資（耐震改修工事） 融資額：工事費の80%以内（1戸当たり150万円を上限） 金利の優遇：基準金利から0.2%引いた金利 (平成21年6月現在)
建築物	日本政策投資銀行融資 環境配慮型社会形成促進事業 融資比率：40% 金利：政策金利 (平成21年3月現在)
戸建て住宅 アパート・ 賃貸マンション	埼玉県 埼玉の家 耐震・安全リフォームローン 県の定めた基準に基づいて耐震リフォーム工事を行う場合、連携する民間金融機関（埼玉りそな銀行）において基準金利より低い金利で融資 (平成21年3月現在)

税制に関する措置の活用

耐震改修等についての税制措置が表-5.2に示すとおり行われており、税制措置の活用促進を図ります。

表-5.2 税制措置の概要

対象	主な要件等
改修	<p>耐震改修促進税制</p> <p>住宅</p> <p>所得税 一定の区域内において、耐震改修に要した費用の10%相当額（20万円を上限）を所得税額から控除（平成21年1月1日から平成25年12月31日）</p> <p>固定資産税 昭和57年1月1日現在に存していた住宅で、工事費が30万円以上である耐震改修工事を行った場合、次の期間について一定期間固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1/2減額</p> <p>[固定資産税の減額期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18～21年までの改修 3年間 ・平成22～24年までの改修 2年間 ・平成25～27年までの改修 1年間 <p>事業用建築物（所得税、法人税）</p> <p>事業者が行う特定建築物の耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事の費用について、10%の特別償却</p> <p>住宅ローン減税</p> <p>ローン残高の1%を所得税から控除（10年間適用）</p>
（関連）	<p>中古住宅購入の際のローン減税</p> <p>築後年数要件（マンション 25年以内、木造戸建 20年以内）を撤廃し、新耐震基準への適合を要件化（平成17年より）</p>

無料簡易耐震診断等の実施（出前診断を含む）

町は、県で実施する木造住宅の無料簡易耐震診断や耐震改修・安心リフォーム相談会を住民に周知し、耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

なお、木造住宅の無料簡易耐震診断は、昭和56年以前に建築された、1～2階建て木造住宅（プレハブ住宅を除く）を対象に、県の地域機関である建築安全センターにおいて実施しています。

（3）安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

住宅リフォーム工事に伴う消費者被害を防ぎ、また、住宅及び建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境を整備する必要があります。

このため町では、安心して耐震改修を実施できるようにするための相談窓口を開設するよう努めます。

また、県が行う耐震改修・安心リフォーム相談会等を活用し、リフォームと合わせた耐震改修の促進を図ります。

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時に通行を確保すべき道路（以下、緊急輸送道路という。）とは、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を目的とした道路です。

本計画において緊急輸送道路は、埼玉県地域防災計画に定められた第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路、並びに小川町地域防災計画に定められた緊急輸送道路とします。（図-5.1参照）

緊急輸送道路沿道の安全点検

緊急輸送道路に接する敷地の建築物の倒壊によって道路の機能が妨げられないよう建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、その促進に努めます。

町は県と連携し、緊急輸送道路沿道の安全性を確保するためブロック塀、看板、自動販売機並びに歩道の安全点検を実施するように努めます。

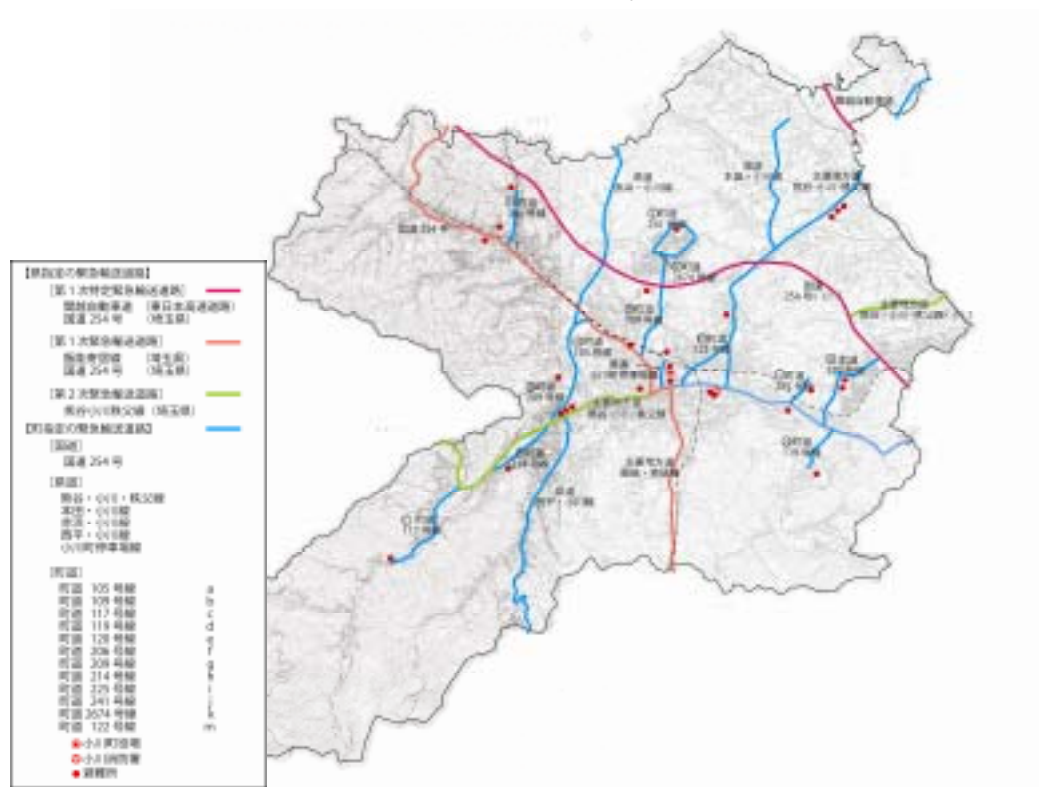


図-5.1 緊急輸送道路位置図

(5) 屋内での安全対策

家具類の転倒及び落下を防止するため、家具の転倒防止に関するパンフレットの配布等による周知を行い、家具を固定することの重要性の普及を図ります。

第6章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震防災マップ作成

町は、建築物の所有者等の防災意識高揚を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による地盤の揺れやすさ、建築物の倒壊の危険性を掲載した地震防災マップ（ハザードマップ）を作成し、本計画と連携していきます。

(2) 情報提供の充実及び相談体制の整備

町は、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るための相談窓口を設けるよう努めます。

相談窓口では、次の事項に関する情報提供を実施します。

- ・耐震診断及び耐震改修の助成制度の概要、税制措置等
- ・自己による簡単な診断方法
- ・耐震改修工法や概算費用等
- ・家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
- ・その他の地震対策情報

(3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

町は、耐震診断及び耐震改修に関する事業の促進を図るため、この計画で定めた目標や施策等の概要について記載したパンフレットを作成し、住民への周知を図ります。

県が実施する無料簡易耐震診断や地震対策セミナー等の開催についても、住民の積極的な参加を促すため、広報やポスター、パンフレット等による案内を行います。

また、町から県に要請し、震災予防に関する出前講座を開催し、住民の防災意識の普及・啓発を図ります。

(4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導

町では、住民の住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム等に合わせ、耐震診断及び耐震改修の実施を促進します。

(5) 自主防災組織との連携

町は、小川町地域防災計画に基づいて、既存のコミュニティ（町内会、自治会等）を活用した自主防災組織の組織化の推進、育成を図ります。

また、自主防災組織を通じて、県が実施している無料簡易耐震診断を受けるよう、働きかけを行います。

第7章 耐震診断及び耐震改修の法に基づく指導等

法第7条の規定に基づく耐震改修の実施に関する指導、助言及び指示等については、所管行政庁が行うこととなっているため、県が行うこととなります。このため、必要に応じ建築物の所有者に対する指導、助言及び指示等について県に要請します。

(1) 法による指導等の実施

県及び所管行政庁は、法第6条に定める建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため、必要に応じて法第7条第1項の規定に基づく指導・助言並びに同条第2項に基づく指示等を実施します。

その指示に従わなかったときは、その旨を広報等を通じて同条第3項に基づく公表を行います。公表の方法については、県及び本町の広報及びホームページへの掲載等とします。

(2) 建築基準法に基づく勧告又は命令等の実施

特定行政庁は、県及び所管行政庁が法第7条第3項に基づく公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合で、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項の規定に基づく改修命令を行うことができます。

また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うことができます。

なお、建築基準法の勧告、命令制度については、県と連携して行います。

第8章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

(1) 関係団体等による協議会の活用

町は、県、市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図るものとします。

彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿

会員数	82会員						
県	埼玉県						
市町村	さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市	所沢市
70市町村	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市	狭山市	羽生市
	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市
	人間市	鳩ヶ谷市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	桶川市
	久喜市	北本市	八潮市	富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市
	幸手市	鶴ヶ島市	日高市	吉川市	ふじみ野市	伊奈町	三芳町
	毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町	川島町
	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町	東秩父村
	美里町	神川町	上里町	寄居町	騎西町	北川辺町	大利根町
	宮代町	白岡町	菖蒲町	栗橋町	鷲宮町	杉戸町	松伏町
建築関係団体 11団体	社団法人埼玉建築士会 財団法人埼玉県建築住宅安全協会 社団法人埼玉県建設業協会 財団法人埼玉県住宅センター 建設埼玉 財団法人さいたま住宅検査センター			社団法人埼玉県建築士事務所協会 社団法人埼玉建築設計監理協会 埼玉県中小建築工事業協会 埼玉土建一般労働組合 埼玉県住まいづくり協議会			

(平成21年5月20日現在)

(2) 地震保険の加入促進に資する普及啓発

地震による損害を補償する地震保険については、現在加入率が全国平均で約22.4%（平成20年度末現在）という状況であり、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためには、地震保険への加入を促進する必要があります。

このため、本町は県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容などとともに、平成18年度の税制改正において新たに創設された、所得税、個人住民税に係る地震保険料の所得金額からの控除（地震保険料控除）等の特例措置について、情報提供に努めます。

なお、居住用建築物の耐震性能が高い場合には、耐震等級割引制度が利用できることになっています。

参 考 资 料

【資料 - 1】 平成19年度埼玉県地震被害想定調査のまとめ

本資料は、埼玉県で行った「平成19年度埼玉県地震被害想定調査」の結果から、小川町についての想定結果を抜粋しまとめた資料です。なお、調査の詳細については以下のアドレスより確認できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A05/BC00/h19higaisoutei/index.html>

(1) 想定地震

想定地震一覧

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ	選定理由
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震	首都直下地震として起こる地震の中で、切迫性の高いものを想定
茨城県南部地震	7.3		
立川断層帯による地震	7.4	活断層で発生する地震	県内の活断層で主要なものを選定
深谷断層による地震	7.5		
綾瀬川断層による地震	6.9		



想定地震の断層位置図

(2) 想定地震による地震動の予測結果

県内全域での予測結果

東京湾北部地震 (マグニチュード7.3)

最大震度は6強です。最大震度が6強となる市区町村は、南東部を中心に24 市区町存在します。震度6強の領域は集中せず、地盤が揺れやすい箇所に散在しています。

茨城県南部地震 (マグニチュード7.3)

最大震度は6強です。最大震度が6強となる市区町村は、東部を中心に12 市区町存在します。震度6強の領域は集中せず、地盤が揺れやすい箇所に散在しています。

立川断層帯による地震 (マグニチュード7.4)

最大震度は6強です。最大震度が6強となる市区町村は、南西部に3 市存在します。南西部の断層近傍では、震度6強の領域が集中して存在します。

深谷断層による地震 (マグニチュード7.5)

最大震度は7です。最大震度が6強以上となる市区町村は、中部から北部を中心に22 市町存在します。中部から北部の断層近傍では、震度6強以上の領域が集中して存在します。

綾瀬川断層による地震 (マグニチュード6.9)

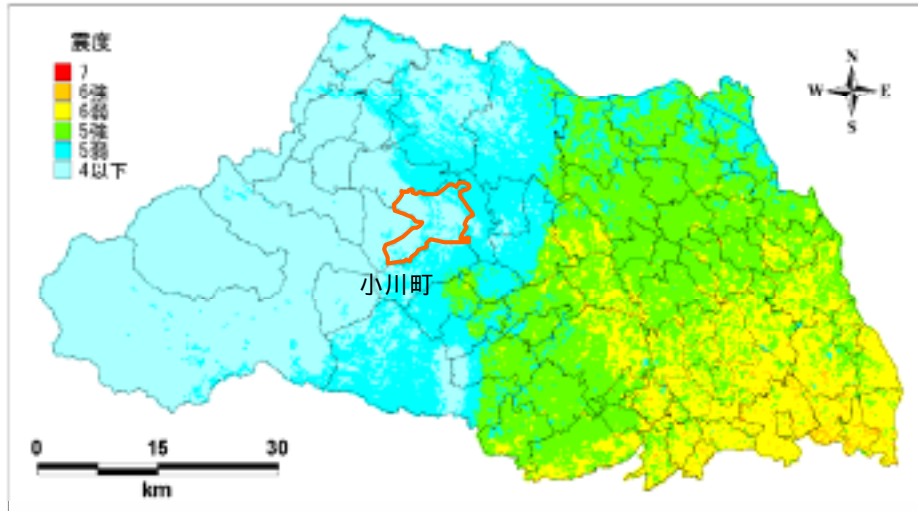
最大震度は6強です。最大震度が6強となる市区町村は、中部を中心に11 市区町存在します。震度6強の領域は集中してはいなく、断層近傍の地盤が揺れやすい箇所に散在しています。

小川町における各想定地震での最大震度

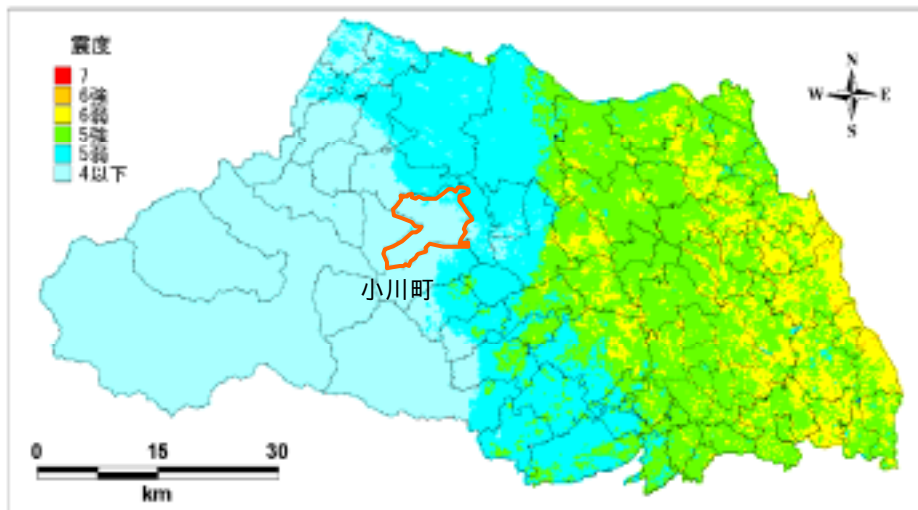
	東京湾北部	茨城県南部	立川断層	深谷断層	綾瀬川断層
計測震度	4.8	4.8	4.5	6.2	4.9
震度階級	震度5弱	震度5弱	震度5弱	震度6強	震度5弱

震度分布図（プレート境界で発生する地震）

東京湾北部地震（マグニチュード7.3）

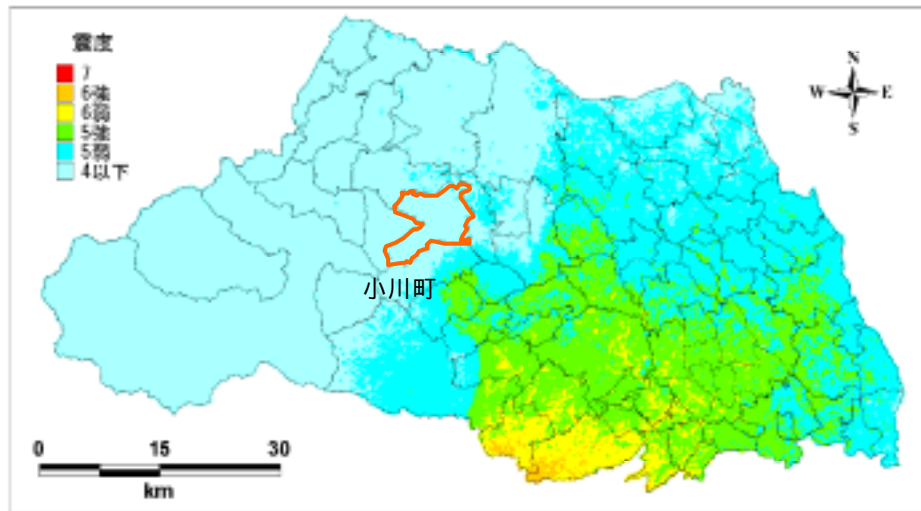


茨城県南部地震（マグニチュード7.3）

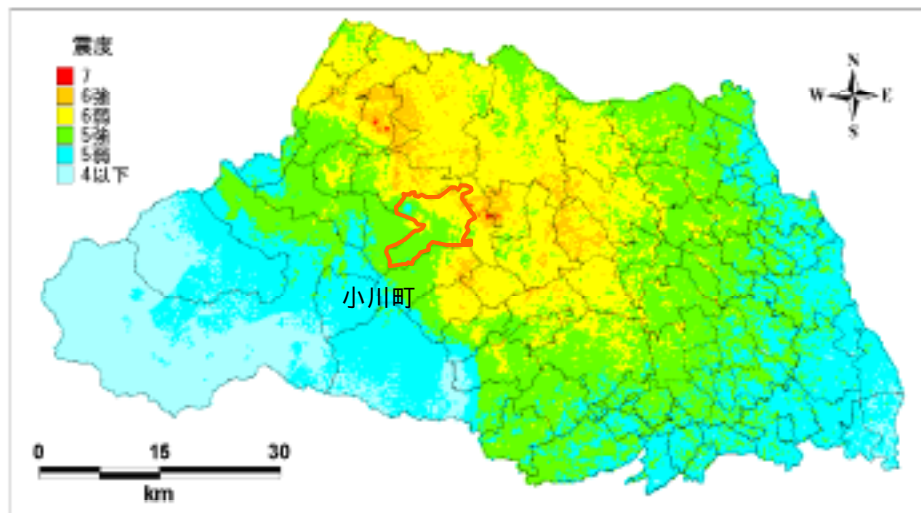


震度分布図（活断層で発生する地震）

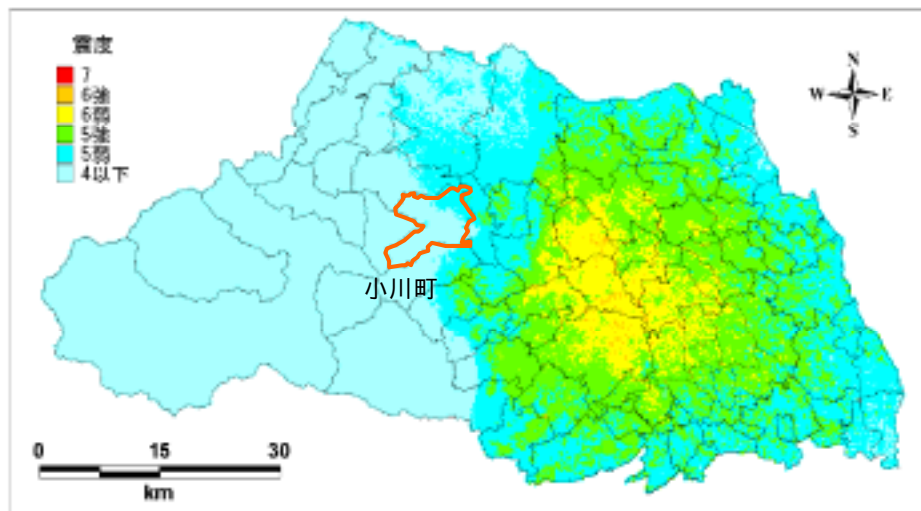
立川断層帯による地震（マグニチュード7.4）



深谷断層による地震（マグニチュード7.5）



綾瀬川断層による地震（マグニチュード6.9）



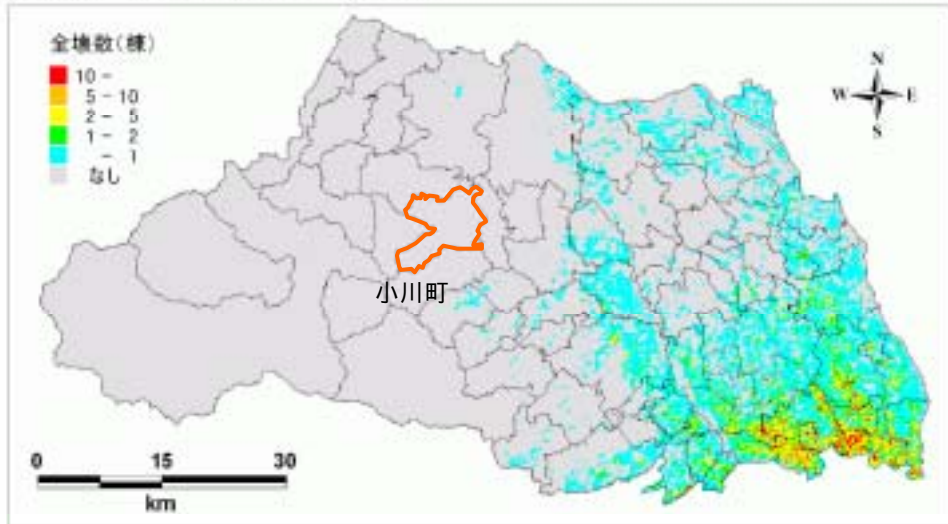
(3) 構造物の被害予測結果

小川町における構造物被害予測結果一覧

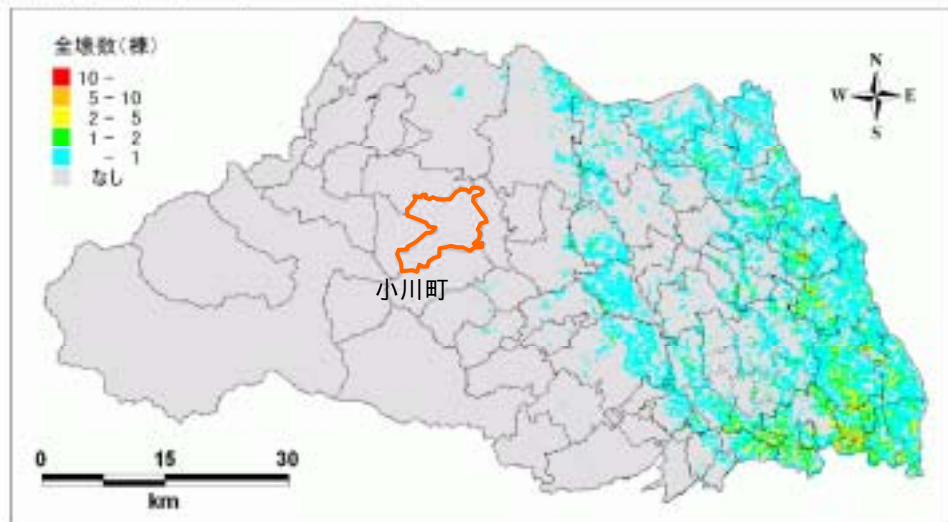
建物構造	大項目	小項目	東京湾北部	茨城県南部	立川断層帯	深谷断層	綾瀬川断層
木造建物	揺れによる被害	全壊数	0	0	0	175	0
		全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	1.09	0.00
		半壊数	0	0	0	1019	0
		半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	6.39	0.00
	液状化による被害	全壊数	0	0	0	1	0
		全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		半壊数	0	0	0	1	0
		半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00
	揺れ+液状化による被害	全壊数	0	0	0	175	0
		全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	1.10	0.00
		半壊数	0	0	0	1021	0
		半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	6.39	0.00
非木造建物	揺れによる被害	全壊数	0	0	0	10	0
		全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.26	0.00
		半壊数	0	0	0	47	0
		半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	1.25	0.00
	液状化による被害	全壊数	0	0	0	0	0
		全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00
		半壊数	0	0	0	0	0
		半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00
	揺れ+液状化による被害	全壊数	0	0	0	10	0
		全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.27	0.00
		半壊数	0	0	0	47	0
		半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	1.25	0.00
全建物	揺れによる被害	全壊数	0	0	0	184	0
		全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.94	0.00
		半壊数	0	0	0	1066	0
		半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	5.41	0.00
	液状化による被害	全壊数	0	0	0	1	0
		全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		半壊数	0	0	0	2	0
		半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00
	揺れ+液状化による被害	全壊数	0	0	0	185	0
		全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.94	0.00
		半壊数	0	0	0	1068	0
		半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	5.42	0.00

建物全壊棟数分布図（プレート境界で発生する地震）

東京湾北部地震（マグニチュード7.3）

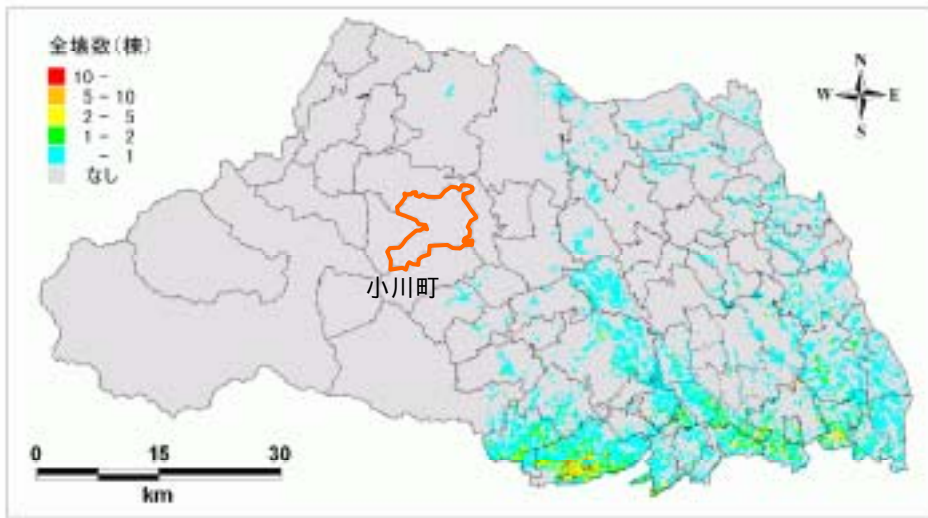


茨城県南部地震（マグニチュード7.3）

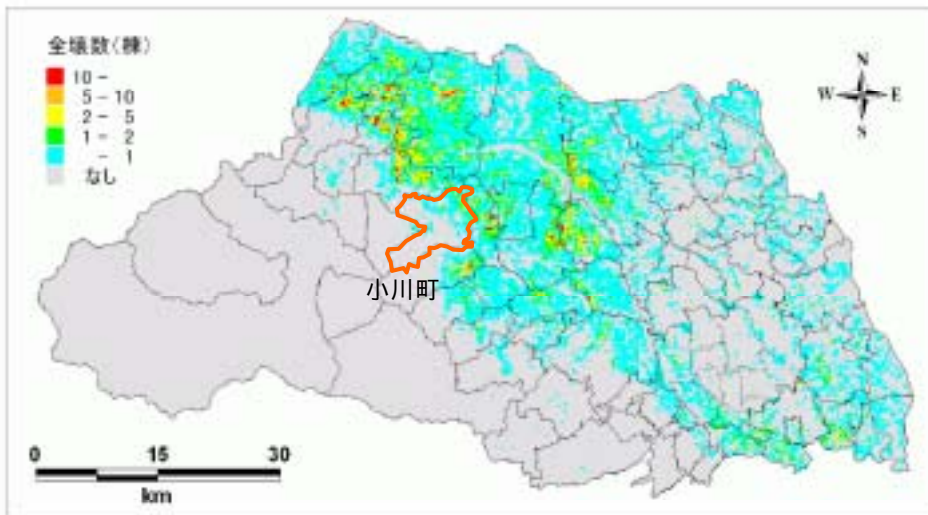


建物全壊棟数分布図（活断層で発生する地震）

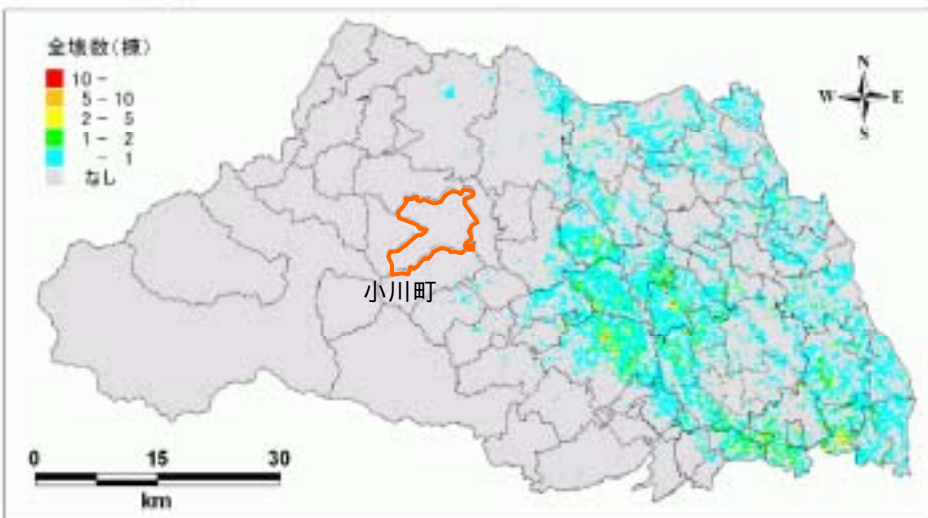
立川断層帯による地震（マグニチュード7.4）



深谷断層による地震（マグニチュード7.5）



綾瀬川断層による地震（マグニチュード6.9）

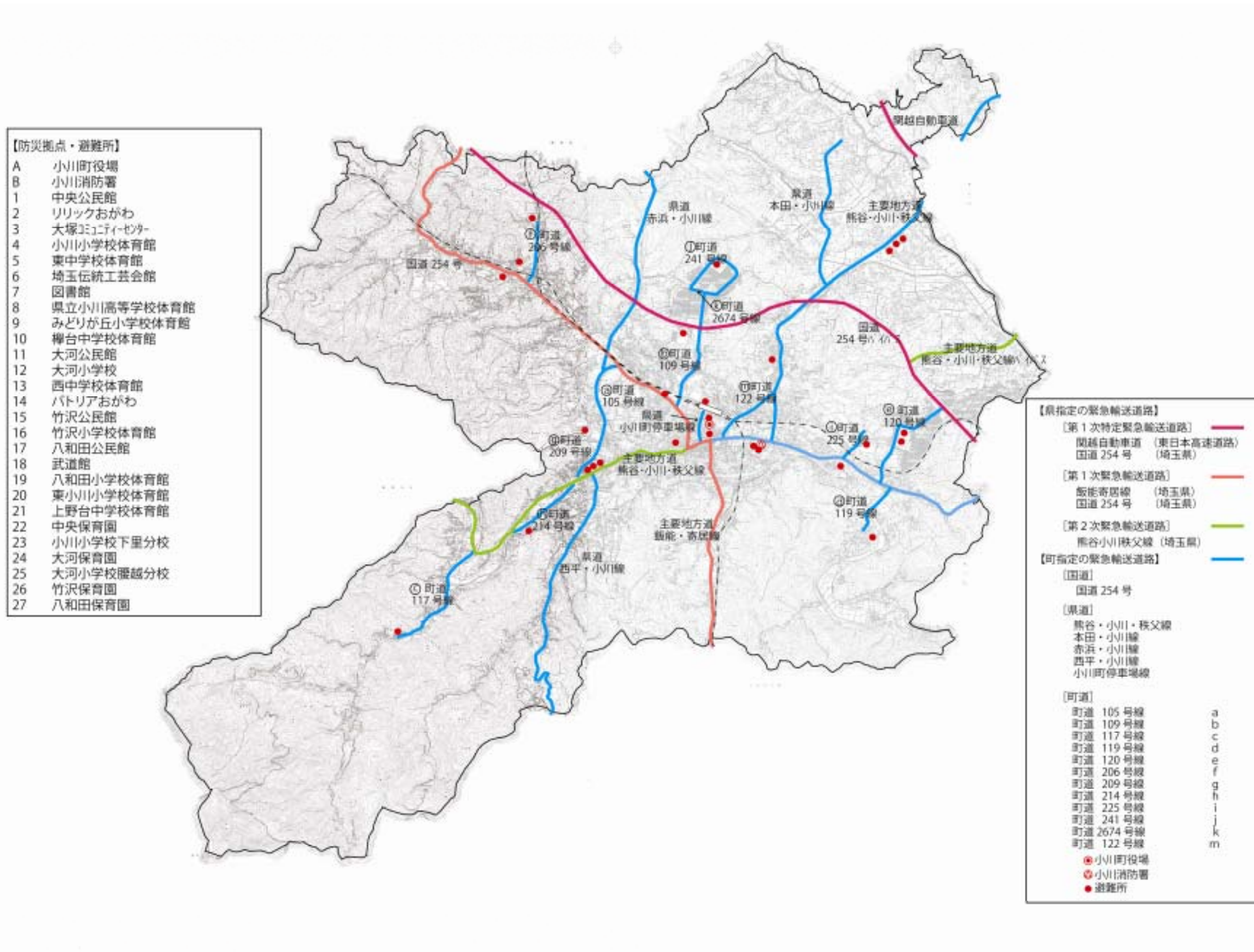


(4) 人的被害予測結果

小川町における人的被害予測結果一覧

項目	予測内容	ケース	風速	東京湾北部	茨城県南部	立川断層帯	深谷断層	綾瀬川断層
人的被害	死者数 (人)	夏12時	8m/s	0	0	0	7	0
		冬5時		0	0	0	13	0
		冬18時		0	0	0	11	0
	重傷者 (人)	夏12時	8m/s	0	0	0	14	0
		冬5時		0	0	0	12	0
		冬18時		0	0	0	26	1
	軽傷者 (人)	夏12時	8m/s	0	0	0	84	1
		冬5時		0	0	0	157	0
		冬18時		0	0	0	140	1

【資料 - 2】 緊急輸送道路・避難所位置図



【資料 - 3】 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

発 令 平成 7年10月27日法律第123号

最終改正 平成18年 6月 2日法律第 50号

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項

二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第3条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第10条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第3条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)

第4条第2項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。

- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前3項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第6条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(第8条において「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの(以下「特定建築物」という。)の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第3項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第7条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利

用する特定建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【資料 - 4】 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

発 令 平成 7年12月22日政令第429号

最終改正 平成19年 8月 3日政令第235号

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第四号に規定する延べ面積をいう。）が1万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条（同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

第2条 法第6条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第6条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 幼稚園又は保育所 階数が2で、かつ、床面積の合計が500平方メートルのもの

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数が2で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの

三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数が3で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの

四 体育館 床面積の合計が1000平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第3条 法第6条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第6条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が1気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 10トン

ロ 爆薬 5トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個

ニ 銃用雷管 500万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個

ヘ 導爆線又は導火線 500キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ

同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量

- 三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類 30トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類 20立方メートル
 - 五 マッチ 300マッチトン
 - 六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。) 2万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 20万立方メートル
 - 八 液化ガス 2000トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 20トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 200トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件)

第4条 法第6条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 12メートル以下の場合 6メートル
- 二 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

(所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件)

第5条 法第7条第2項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第7条第2項第三号に掲げる特定建築物
- 2 法第7条第2項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。）
床面積の合計が2000平方メートルのもの
 - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が750平方メートルのもの
 - 三 小学校等 床面積の合計が1500平方メートルのもの
 - 四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が500平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

- 第6条 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

- 第7条 法第14条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第3項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

【資料 - 5】 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
告 示 平成18年 1月25日国土交通省告示第184号

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生 of 切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針(平成17年9月)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略(同年3月)において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して、法第7条第1項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規

定に基づき必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「別添の指針」という。）第1第一号及び第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

また、法第8条第3項の計画の認定についても、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、国は、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

さらに、建築物の倒壊による道路の閉塞対策として、都道府県は、法第5条第3項第一号の規定に基づき都道府県耐震改修促進計画において必要な道路を適切に定めるべきである。

4 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第17条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合には、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

5 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、全国の市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであり、国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

6 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震

改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

7 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

8 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策の実施に努めるべきであり、国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成15年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約4,700万戸のうち、約1,150万戸（約25%）が耐震性が不十分と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成10年の約1,400万戸から5年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは5年間で約32万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第6条第一号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であって、階数が3以上、かつ、延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約36万棟のうち、約9万棟（約25%）が耐震性が不十分と推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とする。耐震化率を9割とするためには、今後、少なくとも住宅の耐震化は約650万戸（うち耐震改修は約100万戸）、多数の者が利用する建築物の耐震化は約5万棟（うち耐震改修は約3万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを2倍ないし3倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後5年間で、10年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、住宅については約100万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに、平成27年までに、少なくとも住宅については150万戸ないし200万戸、多数の者が利用する建築物については約5万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を

行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。

しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、別添の指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、法施行後できるだけ速やかに策定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の策定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行うことが考えられる。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。

特に、学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。また、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割

分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようになるための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第一号の規定に基づき定めるべき道路は、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

また、同項第二号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第13条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第三号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「機構等」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内のすべての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

5 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、法第7条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

6 市町村耐震改修促進計画の策定

平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第5条第7項において、基礎自治体である市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限りすべての市町村において耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村の耐震改修促進計画の内容については、この告示や都道府県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より地域固有の状況に配慮して作成することが望ましい。

附則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。
- 2 平成7年建設省告示第2,089号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成7年建設省告示第2,089号第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

【資料 - 6】 建築基準法（抜粋）

発 令 昭和25年 5月24日法律第201号
最終改正 平成20年 5月23日法律第 40号

（保安上危険な建築物等に対する措置）

- 第10条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
 - 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

小川町建築物耐震改修促進計画

発行 小川町

編集 小川町建設課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚5-5

TEL 0493-72-1221(代)

E-mail ogawa113@town.ogawa.saitama.jp